

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 ミナトホールディングス株式会社

【英訳名】 MINATO HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 若山 健彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号

【電話番号】 03(5847)2030(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門長 門井 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号

【電話番号】 03(5847)2030(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門長 門井 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月28日開催の当社第61回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された日

平成29年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

平成29年10月1日をもって、当社普通株式5株を1株に併合するものであります
(効力発生日における発行可能株式総数は28,800,000株)。

第2号議案 定款一部変更の件

当社および子会社の事業の現状に即し、グループ経営体制の再編を今後、柔軟かつ機動的に行えるよう、現行定款における事業目的について、当社が子会社の事業を自ら営むことができるように変更するものとし、第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。

業務の効率化を図るため、第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を横浜市都筑区から東京都中央区に変更するものであります。

第1号議案の株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため第6条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため第8条(単元株式数)を変更するものであります。なお、変更の効力は、第1号議案の株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設け、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものとします。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、若山健彦氏、岡田高行氏、小川敏男氏、相澤均氏、伊藤信雄氏、門井豊氏、島田雄司氏および児玉純一氏の8名を選任するものであります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

また、当社の取締役および監査役に割り当てる新株予約権は、取締役および監査役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において承認されている確定金額報酬等とは別に、その具体的な内容および算定方法について、承認を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成率	決議結果
第1号議案	17,681個	678個	0個	(注)1	92.99%	可決
第2号議案	17,793個	544個	0個	(注)1	93.69%	可決
第3号議案						
若山健彦	17,555個	800個	0個	(注)2	92.35%	可決
岡田高行	17,523個	832個	0個	(注)2	92.18%	可決
小川敏男	17,554個	801個	0個	(注)2	92.35%	可決
相澤 均	17,557個	798個	0個	(注)2	92.36%	可決
伊藤信雄	17,509個	846個	0個	(注)2	92.11%	可決
門井 豊	17,537個	818個	0個	(注)2	92.26%	可決
島田雄司	17,546個	809個	0個	(注)2	92.30%	可決
児玉純一	17,531個	824個	0個	(注)2	92.22%	可決
第4号議案	17,520個	839個	0個	(注)1	92.15%	可決

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成率の記載は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上